

## 柏市身体障害者等資料貸出要領

制定 平成26年11月1日

施行 平成26年11月1日

### 1 趣旨

この要領は、柏市立図書館条例施行規則（昭和57年柏市教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第12条の規定による身体障害、ねたきりの状態その他の理由で来館できない者に対する図書及び視聴覚資料（以下「図書館資料」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象者

規則第12条の規定による図書館資料の貸出しを受けることができる者は、本市に居住している者で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 重度身体障害者（公職選挙法（昭和25年法律第10号）に基づく郵便の在宅投票が認められる程度の障害を有する者をいう。）
- (2) ねたきりの状態が続いており、介添えがなければ日常生活に著しく困難を来す者。
- (3) 教育委員会が特に必要と認める者

### 3 利用者の登録

図書館資料の貸出しを受けようとする者は、教育委員会に次に掲げる事項を届け出て、その登録を受けなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) その他必要な事項

### 4 利用の申込

前項の規定による登録を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、電話、ファクシミリ又は郵便等により申し

込まなければならない。

5 経費の負担

図書館資料の貸出し及び返却に要する経費は柏市立図書館において負担する。

6 貸出冊数及び期間

図書館資料の貸出しは，1人につき図書は10冊以内，視聴覚資料ごとにそれぞれ3点以内とし，貸出期間は1か月以内とする。

7 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は，教育長が別に定める。

附 則

この要領は，平成26年11月1日から施行する。